

## 新たな総合計画の策定について

※1～9 各項目  
①8月6日検討部会時点  
⇒②部会委員からのご意見  
⇒③修正案 の順に記載しています。

**1. 新たな総合計画の基本的な考え方 (8月6日検討部会時点)**

- 未曾有の複合災害からの復興、急激な人口減少への対応という前例のない課題を克服するとともに、県民一人一人が豊かさや幸せを実感できる福島県を目指し、長期的展望に立った県政の基本的な方向性を示す計画とする。
- 本県に思いを寄せる全ての皆さんと「目指す将来の姿（将来像）」を共有するとともに、その理念や考え方について国内外に広く発信し、ふくしまへの共感に結びつける。
- この計画は様々な主体が将来像を共有するための指針となるものであり、その実現のため、それぞれの主体が果たすべき役割を認識し、それぞれの強みを発揮し、相互に連携・共働した計画とする。

**【委員からのご意見】**

- ・福島県の実態（復興状況なども）を捉えることが重要。
- ・普段生活している中では、県の総合計画は遠い存在。新たな計画の策定にあたっては、その重要性をいかにして県民に認識してもらおうかが課題。
- ・県内で独自に都市間連携を進めている市町村が存在していることを踏まえ、そういった市町村の動きと齟齬が生じないように配慮し、各市町村が、県の計画に対して理解を示してくれることが大切。
- ・人口減少が進む中でも、各自治体を維持していくための新たな仕組みを提示できるとよい。
- ・今後も人口減少が進行していく中、特に小規模市町村においては、将来を見通した計画を立てることは困難になりつつある。そうした中、各市町村の指針や希望となるような総合計画を策定していく必要がある。
- ・総合計画が概念的な目標を示すものであるならば、「将来像」という言葉のままでは誤解を招く恐れがあるのでは。「目指すところ」、「目指す視点」などでもよいのではないか。
- ・未来先取り型の計画ではなく、現在の実態を捉えた計画を作成することが必要。



## 1. 新たな総合計画の基本的な考え方

(修正案)

- 未曾有の複合災害からの復興、急激な人口減少への対応という前例のない課題を克服するとともに、県民一人一人が豊かさや幸せを実感できる持続可能な福島県を目指し、長期的展望に立った県政の基本的な方向性を示す計画とする。
- 行政の視点に加え、県民目線も取り入れた県民にとって身近な計画となるよう、策定過程に様々な主体が関与する仕組みを取り入れるなど、県民参加型の計画を目指す。
- 本県に思いを寄せる全ての皆さんと「目指す将来の姿」を共有するとともに、その理念や考え方について国内外に広く発信し、ふくしまへの共感に結びつける。
- この計画は様々な主体が将来目指すべき姿を共有するための指針となるものであり、その実現のため、それぞれの主体が果たすべき役割を認識し、それぞれの強みを発揮し、相互に連携・共働した計画とする。
- 県内市町村が様々な計画を策定する際の指針となるとともに、計画そのものが市町村にとって希望が持てる計画を目指す。

## 2. 計画の期間

(8月6日検討部会時点)

- 30年先の福島県の将来を見据えつつ、10年後に目指す姿(将来像)を示した10年間の計画とする。
- その将来像の実現に向けて、今後10年間の政策の方向性や主要施策を定める。
  - (1) 長期的展望の期間(30年)について  
未曾有の複合災害を経験し、本県の復興の歩みとともに成長していく子どもたちが親世代となり、社会で活躍している頃(30年後)を展望し、豊かなふるさと福島県を次世代に継承する。
  - (2) 計画期間(10年間)について  
最上位計画である総合計画について、県が県内の市町村や企業、団体、住民など様々な主体と共に連携・共働して成果につなげる目標期間として10年間を設定する。

### 【委員からのご意見】

- ・総合計画が概念的な目標を示すものであるならば、「将来像」という言葉のままでは誤解を招く恐れがあるのでは。「目指すところ」、「目指す視点」などでもよいのではないか。(再掲)
- ・未来先取り型の計画ではなく、現在の実態を捉えた計画を作成することが必要。(再掲)



## 2. 計画の期間

(修正案)

○ 県民それぞれが思い描く豊かさや幸せを実感できる30年先の目指すべき姿を見据えつつ、10年後の目指す姿を示した10年間の計画とする。

○ 計画においては、今後10年間の政策の方向性や主要施策を定める。

(1) 長期的展望の期間（30年）について

未曾有の複合災害を経験し、本県の復興の歩みとともに成長していく子どもたちが親世代となり、社会で活躍している頃（30年後）を展望し、豊かなふるさと福島県を次世代に継承する。

(2) 計画期間（10年間）について

最上位計画である総合計画について、県が県内の市町村や企業、団体、県民など様々な主体と共に連携・共働して成果につなげる目標期間として10年間を設定する。

### 3. 踏まえるべき時代の潮流・留意すべき重要な視点

(8月6日検討部会時点)

○ 新たな時代の流れや社会情勢の変化を的確に捉えた計画とするため、留意すべき重要な視点を整理する。

- ・ 複合災害からの復興・地方創生
- ・ 人口減少・少子高齢化社会への対応
- ・ SDG s (持続可能な開発目標) の考え方との整合
- ・ Society5.0 (第5の新たな社会) への対応
- ・ 多様性の尊重
- ・ 共生(共助)の視点
- ・ 人材や産業の育成
- ・ 一極集中ではなく、分散型の県づくり

#### 【委員からのご意見】

- ・ 福島県の実態(復興状況なども)を捉えることが重要(再掲)
- ・ 未来先取り型の計画ではなく、現在の実態を捉えた計画を作成することが必要。(再掲)
- ・ 「留意すべき重要な視点」として示された文言について、その意図とするところについて共通の認識を持つことが必要。
- ・ SDG sの各項目について、更に議論を深めることが必要。



### 3. 踏まえるべき時代の潮流・留意すべき重要な視点

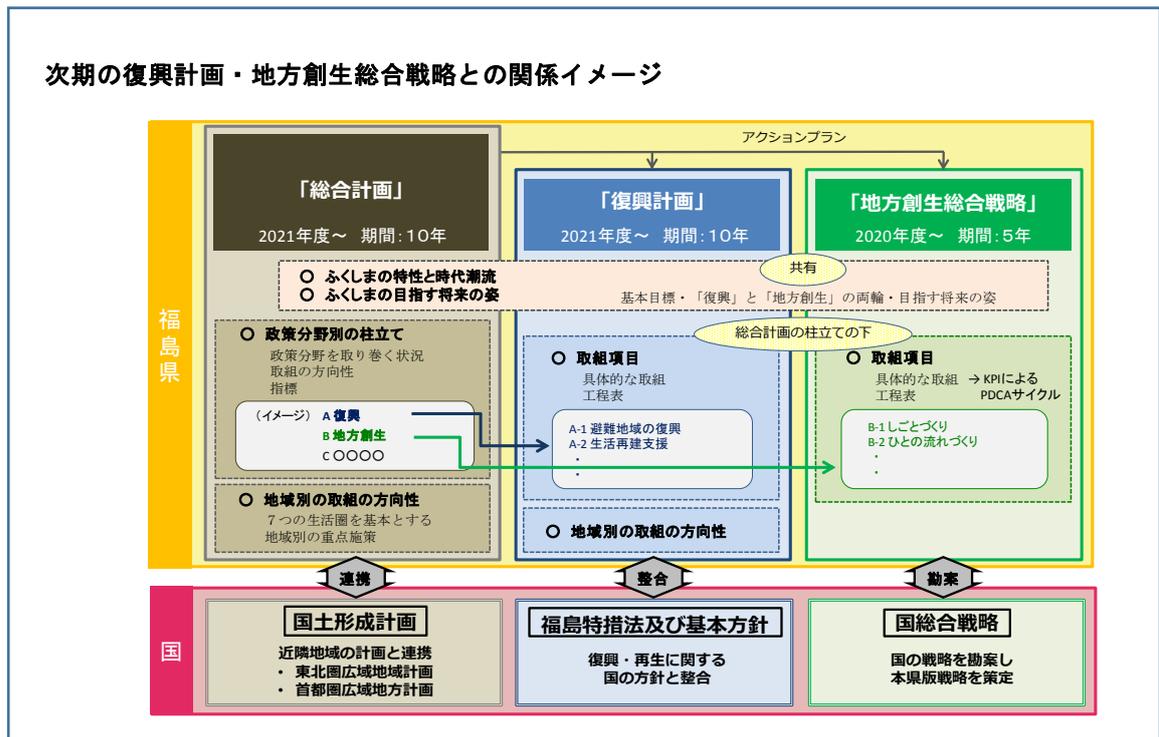
(修正案)

○ 現計画の目標、指標の達成状況などの成果を踏まえつつ、新たな時代の流れや社会情勢の変化を的確に捉えた福島ならではの計画とするため、留意すべき重要な視点を整理する。

- ・ 複合災害からの復興・地方創生
- ・ 人口減少・少子高齢化社会への対応
- ・ (上記2点を取り組む)基盤となる人づくり
- ・ SDG s (持続可能な開発目標) の考え方との整合 (多様性及び共生の視点を含む)
- ・ Society5.0 (第5の新たな社会) への対応
- ・ 一極集中ではなく、分散型の県づくり

## 4. 次期の復興計画・地方創生総合戦略との関係について (8月6日検討部会時点)

- 総合計画の実現に向けた原動力となるアクションプランと位置づけ、復興計画は10年間（2021～2030年度）、地方創生総合戦略は5年間（2020～2024年度）とする。
- 復興計画の期間は、復興ビジョンの理念を継承する総合計画の始期・終期と合わせることで、今後の復興状況に柔軟に対応するため短期、中期、長期のそれぞれの視点に立った取組を示すものとする。



## 5. 国の動きと連動した総合計画の策定について（8月6日検討部会時点）

- ポスト復興・創生期間に向けた国の動向（基本方針の策定、福島特措法の改定など）を捉えながら、総合計画や復興計画を策定していく。
- 国のスケジュールと連動させながら、県の意味を適宜、適切に表明するため、庁内関係部局の連携を強化する。



## 5. 国の動きと連動した総合計画の策定について （修正案）

- ポスト復興・創生期間に向けた国の動向（基本方針の策定、福島特措法の改定など）を捉えながら、総合計画や復興計画を策定していく。
- 国のスケジュールと連動させながら、県の意味を適宜、適切に表明するため、庁内関係部局の連携を強化する。

### 【国の動き】

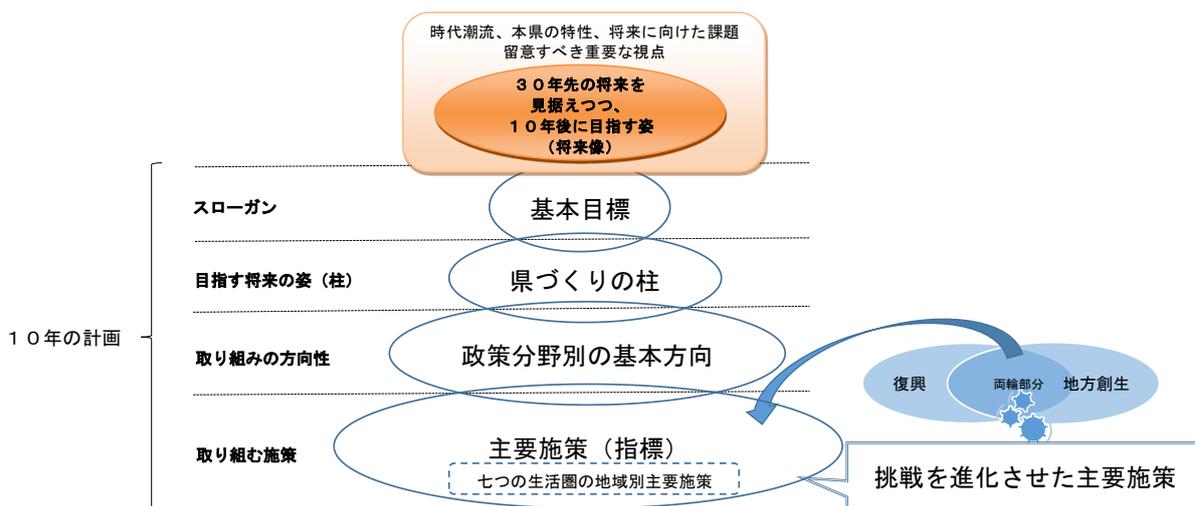
#### ■ 2019年（令和元年）

- 6月21日 経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太の方針2019）  
（復興・創生期間後の適切な対応を図るため、年内にその基本方針を定める）
- 7月 3日 第30回復興推進委員会（復興施策を総括するWGの立ち上げ）
- 8月 5日 与党第8次提言（復興庁存続を提言）
- 12月 復興・創生期間後の適切な対応を図るための基本方針

## 6. 総合計画の全体構成

(8月6日検討部会時点)

- 30年先の福島県の将来を見据えつつ、10年後に目指す姿(将来像)を示し、これらを実現するための今後10年間の政策の方向性や主要施策を定める。
- 県民、民間団体、企業、市町村、県など様々な主体が将来像を共有するための指針となるものであり、その実現のため、それぞれの主体が果たすべき役割を認識し、それぞれの強みを発揮し、相互に連携・共働した計画とする。



### 【委員からのご意見】

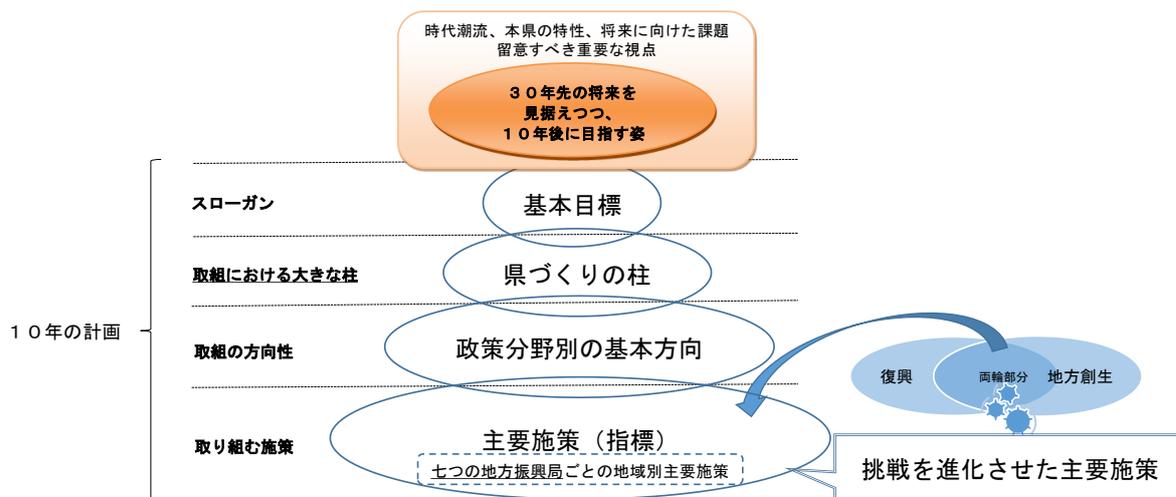
- ・ 普段生活している中では、県の総合計画は遠い存在。新たな計画の策定にあたっては、その重要性をいかにして県民に認識してもらうかが課題。(再掲)
- ・ 「留意すべき重要な視点」として示された文言について、その意図とするところについて共通の認識を持つことが必要。(再掲)
- ・ 総合計画が概念的な目標を示すものであるならば、「将来像」という言葉のままでは誤解を招く恐れがあるのでは。「目指すところ」、「目指す視点」などでもよいのではないか。(再掲)
- ・ 現在の計画に記載されている項目は重要なことで、次の計画にも同様の記載は盛り込むべきと思うが、指標管理できるものばかりではないということを踏まえるべき。



## 6. 総合計画の全体構成

(修正案)

- 県民それぞれが思い描く豊かさや幸せを実感できる30年先の目指すべき姿を見据えつつ、10年後の目指す姿を示し、これらを実現するための今後10年間の政策の方向性や主要施策を定める。
- 県民、民間団体、企業、市町村、県など様々な主体が将来目指すべき姿を共有するための指針となるものであり、その実現のため、それぞれの主体が果たすべき役割を認識し、それぞれの強みを発揮し、相互に連携・共働した計画とする。



## 7. 部門別計画・個別計画との関係について（8月6日検討部会時点）

総合計画と部門別計画・個別計画（以下「部門別計画等」）とは、県の基本目標実現のため、各計画が担う役割のもとに策定・推進してきているが、新たな総合計画の策定年度、計画期間、計画の記載範囲が変わることから、現段階で以下のとおり、改めて基本的な考え方を整理することとしたい。

※今後の策定過程において、県民や県議会等の意見によって内容変更となる場合もあり得る。

### （1）総合計画と部門別計画等の定義

- ①**総合計画**：県の最上位計画で、県の政策分野全般を包括的、統合的、横断的に捉え、理念・方向性・主要政策を示した計画
- ②**部門別計画**：各部局において策定する上位的位置付けの計画で、総合計画のもと、各政策分野において取り組む施策・取組を具体的に示した個別計画を包括する計画又は単独の計画
- ③**個別計画**：各部局において策定する計画で、各政策分野において取り組む施策・取組を具体的に示した部門別計画に連なる又は単独の計画

### （2）総合計画と部門別計画等の整合性の確保

#### ①計画内容について

総合計画で示すこととなる次の内容は、部門別計画等と整合性を図る。

- ア. 基本目標
- イ. 県づくりの柱
- ウ. 政策分野別の基本方向
- エ. 主要施策（指標）

#### ②計画期間・策定期間の取扱

新たな総合計画の計画期間は10年を予定しており、部門別計画等の策定・改定にあたっては、原則、国の定め等がない場合は、総合計画の期間と整合性を図る。

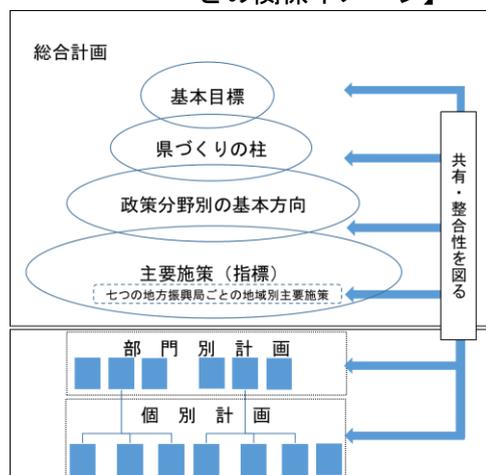
#### ③計画期間及び目標年度が異なる場合の取扱

部門別計画等が法定計画である場合や部門別計画の策定を受けて個別計画を策定する場合など、新たな総合計画の計画期間（R3年度～）と計画期間が異なる場合は、総合計画と部門別計画等との間で目標値（主要指標）の齟齬が生じないようにする。

なお、年度単位での進行管理が必要となることから、原則、目標値の設定は、現行どおり年度別で設定することを想定。

【参考：新たな総合計画と部門別計画等

との関係イメージ】



## 8. 県民等への広報・意見聴取方法

(8月6日検討部会時点)

1 県民向け		
	実施方法	実施時期
①ホームページ	計画策定過程の公表	
②県民参加型ワークショップ(予定)	内容：新たな総合計画策定に向けて、県民参加型のワークショップを行う。	令和元年 10月～ 12月頃
③地域懇談会 (7地域)  ※振興局主催 進行管理とは別実施	内容：地域別計画策定の検討にあたり、 計画案について県民及び審議会委員 (2名程度)との意見交換を行う。 対象：振興局推薦 6名程度 会場：各地方振興局(予定)	令和2年 1月～ 3月頃
④地域懇談会 (7地域)  ※振興局主催 進行管理と併せて実施	内容：パブリックコメントの一環として、 中間整理案及び地域別施策について、 県民と審議会委員(2名程度)との意見 交換を行う。 対象：振興局推薦 6名程度 会場：各地方振興局(予定)	令和2年 7月頃
⑤パブリック コメント	中間整理案について意見聴取を行う。	令和2年 8月頃

※ 参考 アンケート調査 対象：県外在住者 【実施時期 R1.7～8】  
内容：移住希望や本県に対する意識調査に関すること

2 児童、生徒、学生向け		
	実施方法	実施時期
①アンケート調査	内容：進路希望、地域への思い、県内定着 及び本県に対する思い等に関すること 対象：県内高校生及び県内外大学生等を対象	令和元年 7月～8月
②マスメディア 活用による ワークショップ (予定)	内容：小学生、中学生を対象としたワーク ショップを行う。	令和元年 10月～ 12月頃

3 市町村向け		
	実施方法	実施時期
①各市町村長との意見交換	各市町村長との意見交換を行う。	・令和元年 8月～ 9月頃 ・令和2年 5月～ 6月頃
②市町村意見照会-1	主要施策検討のため、市町村へ意見照会を行う。	令和2年 4月頃
③市町村意見照会-2	中間整理案について、市町村へ意見照会を行う。	令和2年 7月頃

**【委員からのご意見】**

- ・ 普段生活している中では、県の総合計画は遠い存在。新たな計画の策定にあたっては、その重要性をいかにして県民に認識してもらうかが課題。（再掲）
- ・ 県内で独自に都市間連携を進めている市町村が存在していることを踏まえ、そういった市町村の動きと齟齬が生じないように配慮し、各市町村が、県の計画に対して理解を示してくれることが大切。（再掲）
- ・ ワークショップについて、県総合計画のような身近ではないものが対象となるので、参加するまでのハードルが高い。募集に工夫が必要。
- ・ 県民への意見聴取は、計画の策定段階だけでなく、計画策定後にも同様の機会を設けていくことが大切。
- ・ 県民の方に総合計画を身近に感じてもらうために、知事が発言している「危機意識」の視点から、計画の策定による県民への影響等をわかりやすく伝えていくことも大切。



## 8. 県民等への広報・意見聴取方法

(修正後)

1 県民向け(児童、生徒、学生を含む)		
	実施方法	実施時期
①ホームページ	計画策定過程の公表	
②アンケート調査	内容：進路希望、地域への思い、県内定着及び本県に対する思い等に関すること 対象：県内高校生及び県内外大学生等を対象	令和元年 7月～8月
③県民参加型ワークショップ	内容：本県の「未来の姿」「強み」「弱み」等について対話による意見交換を行う。 対象：○小中学生 福島県の未来の姿について、自由に意見交換を行う。 ○高校生 福島県の現状を踏まえた上で、福島県の目指すべき姿や「強み」「弱み」について意見交換を行う。 ○大学生・一般 福島県の現状を踏まえた上で、様々な視点(年齢、職業、地域など)から意見交換を行う。	令和元年 10月～
④地域懇談会 (7地域) ※振興局主催 進行管理とは別実施	内容：地域別計画策定の検討にあたり、計画案について県民及び審議会委員(2名程度)との意見交換を行う。 対象：振興局推薦 6名程度 会場：各地方振興局(予定)	令和2年 1月～ 3月頃
⑤地域懇談会 (7地域) ※振興局主催 進行管理と併せて実施	内容：パブリックコメントの一環として、中間整理案及び地域別施策について、県民と審議会委員(2名程度)との意見交換を行う。 対象：振興局推薦 6名程度 会場：各地方振興局(予定)	令和2年 7月頃
⑥パブリックコメント	中間整理案について意見聴取を行う。	令和2年 8月頃

※ 参考 アンケート調査 対象：県外在住者 【実施時期 R1.7～8】  
内容：移住希望や本県に対する意識調査に関すること

## 2 市町村向け

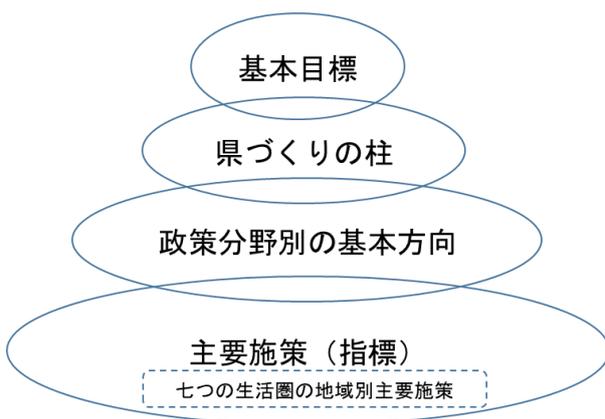
	実 施 方 法	実施時期
①各市町村長との 意見交換	各市町村長との意見交換を行う。	・令和元年 8月～ <u>12月頃</u> ・令和2年 5月～ 6月頃
②市町村意見照会-1	主要施策検討のため、市町村へ意見照会を行う。	令和2年 4月頃
③市町村意見照会-2	中間整理案について、市町村へ意見照会を行う。	令和2年 7月頃

## 9. 地域別構想の取扱いに関する基本的な考え方（8月6日検討部会時点）

### 1 基本的な考え

- 次期計画の地域別主要施策の検討に当たっては、気候風土、伝統文化、歴史等の県土構成を背景に一体性が高い七つの生活圏で構成されているため、「七つの生活圏」を前提とする。
- なお、七つの生活圏の妥当性については、現計画策定時の生活圏の特性に変化がないこと等を検証したうえで整理する。
- 県内や七つの生活圏に限定せず、隣接県や県内における広域連携については、現計画以上に意識するものとする。
- 県民参画による計画とするため、「地域別主要施策」の検討にあたっては、各地域の課題、強み、将来像等について県民との意見交換を行う。
- 現計画と同様に「七つの生活圏」ごとに、「地域別主要施策」、地域特性、社会潮流を踏まえた内容として、4ページ程度で記載する。

### 2 地域別主要施策の位置付け



#### 地域別主要施策

「七つの生活圏」ごとに、10年間で重点的に取り組む施策を示す。

（1地域4ページ）

構成案

- 1 主要施策の前提内容
  - ・ 地域の特性
  - ・ 現状
  - ・ 地域の課題
  - ・ 地域の将来像
  - ・ 施策の展開方向
- 2 具体的な主要施策

#### 【委員からのご意見】

- ・ 他の都道府県でも地域別の計画を策定していることはあるが、「生活圏」毎の計画を策定していることはあまり見られない。
- ・ 人口減少が進む中でも、各自治体を維持していくための新たな仕組みを提示できるとよい。（再掲）
- ・ 「生活圏」という言葉について、県民が日常で使用する意味合いとは異なると思われる。
- ・ これまでの生活の中で「生活圏」というものを意識したことはなかった。生活圏を設定する意義や目的、生活圏の設定の方法などについて、改めて検証する必要があると思う。



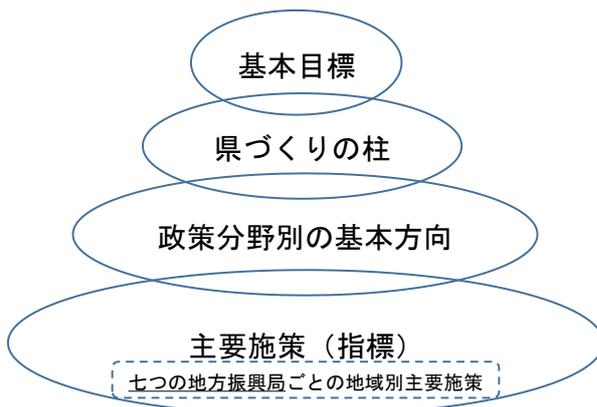
## 9. 地域別構想の取扱いに関する基本的な考え方

(修正案)

### 1 基本的な考え

- 次期計画の地域別主要施策の検討に当たっては、七つの地方振興局単位で策定する。
- これまでの七つの生活圏を踏まえつつ、隣接県や県内における広域連携については、現計画以上に意識するものとする。
- 県民参画による計画とするため、「地域別主要施策」の検討にあたっては、各地域の課題、強み、将来の姿等について県民との意見交換を行う。
- 現計画と同様に、「地域別主要施策」、地域特性、社会潮流を踏まえた内容として、4ページ程度で記載する。

### 2 地域別主要施策の位置付け



#### 地域別主要施策

七つの地方振興局ごとに、10年間で重点的に取組む施策を示す。

(1 振興局 4 ページ)

構成案

- 1 主要施策の前提内容
  - ・ 地域の特性
  - ・ 現状
  - ・ 地域の課題
  - ・ 地域の将来像
  - ・ 施策の展開方向
- 2 具体的な主要施策